

国立市南部地域整備基本計画

中間見直し

令和元年（2019年）5月

国 立 市

目次

1. 国立市南部地域整備基本計画の中間見直しについて・・・ 1
2. 見直し項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 10年間の優先整備計画 進捗状況・・・・・・・・・・・・ 11

1. 国立市南部地域整備基本計画の 中間見直しについて

(1) 中間見直しの趣旨

国立市南部地域整備基本計画は、計画期間を平成26（2014）年度から令和5（2023）年度までの10年間としていることから、策定後5年が経過する平成30（2018）年度に、各事業の進捗などに対応するため、計画の中間見直しを行うものです。

(2) 見直しの視点

主に以下の視点から現計画の見直しを行いました。

- 各事業の進捗
- 関連施策等の動向
- 関連計画の策定、改訂等

(3) 取り組みの経過

平成30（2018）年8月	中間見直し方針決定
9～10月	各事業進捗状況調査・見直し項目検討
11月	中間見直し(原案)作成
平成31（2019）年1月	市民意見募集
	市民意見交換会開催（6回）
3月	中間見直し(案)作成
令和元（2019）年5月	中間見直し決定

2. 見直し項目一覧

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
第3章 主な施策テーマと地区別まちづくり計画					
第1 総合的な土地利用の誘導に関する地区別まちづくり計画					
表1__崖線南側地区					
P.7	修正	①土地区画整理事業の推進(城山南地区、下新田地区)	【以下に修正】 ①土地区画整理事業の推進(城山南地区、下新田地区) ※完了	事業完了(平成26年度城山南地区、27年度下新田地区)	
土地利用計画図					
P.13	修正		矢川駅南地区の住宅・商業複合地の網掛けを3・3・15号線計画線まで広げる		・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合
P.13	修正		中央自動車道、都市計画道路3・3・15号線、市道南第26号線に囲まれた地区の住宅・工業共存地の網掛けを低層住宅地及び低中層住宅地に変更する		都市マス第2次改訂版との整合
第2 都市基盤の整備に関するまちづくり計画					
1. 地区別市街地整備の推進__富士見台四丁目地区					
P.15	修正	矢川上土地区画整理事業として都市計画決定されていますが、事業が進展していないため、基盤整備の方向性を検討し、基盤整備の計画づくりを推進します。	【以下に修正】 矢川上土地区画整理事業が都市計画決定されていますが、事業が進展していないため、あらためて土地区画整理事業の見直しや地区計画等の制度活用など、基盤整備の方向性を検討します。		・都市マス第2次改訂版との整合 ・区画整理の見直し、地区計画制度の活用に向けた取り組みの推進
1. 地区別市街地整備の推進__崖線北側地区					
P.15	修正	谷保駅及び矢川駅の周辺は、都市計画マスタープランにおける土地利用の方針として地域拠点として位置付けられていることから、谷保駅南地域及び矢川駅南地域については土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤の整備、赤道の付替交換による基盤整備の検討を進めます。 また、JR南武線の踏切対策については、南武線連続立体交差化事業の進捗も踏まえ、今後東京都の踏切対策基本方針に基づき、東京都、隣接市、鉄道事業者等の関係者間の連携を図り、実現に向けた条件整備に取り組むこととします。	【以下に修正】 谷保駅及び矢川駅の周辺は、都市計画マスタープランにおいて地域拠点として位置付けられていることから、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤整備を検討するとともに、谷保駅南地域では踏切道の拡幅等による歩行・交通環境の整備など、矢川駅南地域ではJR南武線と道路との立体交差化等に伴う安全で快適な歩行・交通環境の整備などを進めます。 また、JR南武線の踏切対策については、南武線連続立体交差化事業の促進を図り、東京都、隣接市、鉄道事業者等の関係者と連携して鉄道と道路との立体交差化等に取り組みます。		・都市マス第2次改訂版との整合 ・南武線連立事業の促進

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
2. 主要幹線道路・地域幹線道路整備の推進_地域幹線道路					
	P.16	修正	主要幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに、南部地域の骨格となる地域幹線道路については、地域の環境や景観、歩行者・自転車通行の安全性確保に配慮し、交通不便地域解消等の交通対策や市民生活の利便性向上を視野に財政状況等も勘案して計画的・継続的に道路整備を進めることを基本とします。	【以下に修正】 主要幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに、南部地域の骨格となる地域幹線道路については、地域の環境や景観、歩行者・自転車通行の安全性確保に配慮し、交通不便地域解消等の交通対策や市民生活の利便性向上を視野に財政状況等も勘案して計画的・継続的に道路整備を進めることを基本とします。 なお、都市計画道路3・4・1号線(甲州街道)については、片側一車線化による歩道拡幅を目指します。	都市マス第2次改訂版との整合
第3 良好な住環境の整備に関するまちづくり計画					
2. 安心・安全な歩行環境の整備の推進					
	P.17	修正	公共施設や地域の拠点等を結ぶ、安心で安全な歩行導線として位置付けた道路の歩行空間の整備を推進します。	【以下に修正】 公共施設や地域の拠点等を結ぶ道路においては、歩道の拡幅など安心・安全な歩行環境の整備を推進します。 また、JR南武線と道路との立体交差化等により踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を解消し、より安全で快適な歩行空間を整備します。	・都市マス第2次改訂版との整合 ・南武線連立事業の促進 ・市民意見の反映
3. 生活に潤いのある緑の保全・育成等の推進					
	P.17	修正	緑の緑地空間として現在残されている樹林地や水辺、農地は自然環境に配慮した緑地と位置付けることを基本に、保全・育成に努めます。	【以下に修正】 緑の緑地空間として現在残されている樹林地や水辺、農地は自然環境に配慮した緑地と位置付けることを基本に、谷保の原風景保全基金等を活用し、保全・育成に努めます。	・関連施策との整合
4. 交通体系整備の推進					
	P.18	修正	民間バス路線の誘導	民間バス路線の誘導・拡充	・市民意見の反映
道路整備計画図					
	P.21	修正		市道南第33号線の点線を実線に変更する	整備完了(平成29年度)
	P.21	修正		市道南第30号線の点線を一部実線に変更する	整備進捗

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
町名案					
	P.25	修正		町名地番実施地区を網掛けする	町名地番整理の進捗
第4章 計画の実現に向けて					
第1 3つの主な施策を進めるための手法の検討(地区別)					
1. 整備手法等の性格による区分__崖線南側地区					
	P.28	修正	土地区画整理事業の推進(城山南、下新田地区)	【以下に修正】 土地区画整理事業の推進(城山南、下新田地区) ※完了	事業完了(平成26年度城山南地区、27年度下新田地区)
第5章 まちづくり計画の事業概要と規模					
第1 市街地整備計画					
1. 矢川上整備地区(富士見台四丁目地区)__計画区域図					
	P.30	訂正		矢川上土地区画整理事業区域の計画線を修正する	訂正
	P.30	訂正		凡例に「未整備区域」を記載する	訂正
1. 矢川上整備地区(富士見台四丁目地区)__事業化に向けて					
	P.31	修正	本地区を面的整備する場合は、既に整備が完了した区域(マンション建設地)を除くと、概ね50%以上が東京女子体育大学の学校施設であることから、学校運営に多大な影響を与えることが予想されます。 そのため、将来における市の財政負担や大学を含む関係市民の負担を最小限に考えた事業化が不可欠であり、本計画期間中は、JR南武線以南の都市計画道路3・3・15号線を施行する東京都関係部署と連携し、その方法等については、土地区画整理事業の見直しを視野に入れ、地区計画等の制度を活用したまちづくりの研究・検討を進めるものとします。	【以下に修正】 本地区は、既に整備が完了した区域(マンション建設地)を除くと大半が東京女子体育大学の敷地であることから、大学施設の配置等も考慮しながら整備手法を検討します。 また、将来における市の財政負担や大学を含む関係市民の負担を低減するため、土地区画整理事業の見直しや地区計画等の制度を活用したまちづくりを検討するとともに、計画区域内の都市計画道路3・3・15号線の整備については、計画区域外の同路線の施行主体である東京都と連携し、整備手法の検討を進めるものとします。	区画整理の見直し、地区計画制度の活用、都市計画道路の整備手法の見直しの推進
2. 谷保駅南整備地区(崖線北側地区)__3. 事業規模					
	P.32	訂正	「…谷保駅南区域に縮小すると3. 1haとなり…」	【以下に訂正】 「…谷保駅南区域に縮小すると3. 4haとなり…」	訂正

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
2. 谷保駅南整備地区(崖線北側地区) __ 事業化に向けて					
	P.33	修正	このことを踏まえ、本計画期間中は、将来における市の財政負担や関係市民の負担を考慮するとともに、鉄道事業者との協議など事業化に向けた研究・検討を進めるものとします。	【以下に修正】 このことを踏まえ、本計画期間中は、将来における市の財政負担や関係市民の負担を考慮するとともに、地域との連携、鉄道事業者やバス事業者との協議など事業化に向けた研究・検討を進めるものとします。	・事業化の検討 ・市民意見の反映
3. 矢川駅南整備地区(崖線北側地区) __ 1. 計画区域					
	P.33	修正	計画面積は、12.4haです。	【以下に修正】 ①全体の計画面積は約12.4haです。 ②矢川駅南周辺の縮小区域の計画面積は6.5haです。	・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合
3. 矢川駅南整備地区(崖線北側地区) __ 計画区域図					
	P.33	修正		縮小区域を網掛けする	・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合
3. 矢川駅南整備地区(崖線北側地区) __ 3. 事業規模					
	P.34	修正	この地区は、計画面積が12.4haと規模が大きく、矢川駅南周辺区域に縮小した計画見直しを行うことにより、事業化が現実的と判断します。	【以下に修正】 計画面積は全体で12.4ha、矢川駅南周辺の縮小区域で6.5haとなります。	・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合
3. 矢川駅南整備地区(崖線北側地区) __ 事業化に向けて					
	P.34	修正	本地区の面的整備については、事業効果が期待できる反面、事業規模や地域住民の合意形成から考えると困難が予想されることから、さらに矢川駅南周辺のみで縮小した事業化が現実的と判断します。 このことを踏まえ、本計画期間中は、南武線立体交差化事業の進捗も踏まえ、将来における市の財政負担や関係市民の負担を考慮するとともに、鉄道事業者との協議など事業化に向けた研究・検討を進めるものとします。	【以下に修正】 本地区の面的整備については、全体区域では事業規模や地域住民の合意形成から考えると困難が予想されることから、地権者によるまちづくりの勉強会なども行われている矢川駅南周辺の縮小区域における事業化を検討します。 今後進展するJR南武線連続立体交差事業や都市計画道路3・3・15号線整備事業と連携しながら、地域住民や関係団体と協議・検討を行い、事業実施に向けた取り組みを進めるものとします。	・地域におけるまちづくりの進捗 ・都市マス第2次改訂版との整合 ・南武線連立事業の促進
5. 城山南土地地区画整理事業と下新田土地地区画整理事業(実施中)					
	P.36	修正	5. 城山南土地地区画整理事業と下新田土地地区画整理事業(実施中)	【以下に修正】 5. 城山南土地地区画整理事業と下新田土地地区画整理事業 ※完了	事業完了(平成26年度城山南地区、27年度下新田地区)

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
第2 道路整備計画					
1. 都市計画道路整備事業					
P.38	修正	東京都・28市町による多摩地域における都市計画道路の整備方針の第三次事業化計画の中で、市施行予定の優先整備路線を南部地域内では、都市計画道路3・4・3号線、同3・4・14号線、同3・3・15号線の矢川上土地区画整理区域部分としています。なお、都市計画道路3・4・3号線のうち東側及び同3・3・15号線については、土地区画整理事業による面的整備を想定し、この事業による条件整備から除外しています。 1. 事業概要 ① 都市計画道路3・4・3号線の計画幅員は18m～25mで、土地区画整理事業による面的整備部分を除いて、総延長253mです。 ② 都市計画道路3・4・14号線の計画幅員は16m、総延長は519mです。 ※なお、都市計画道路3・4・3号線の城山から都市計画道路3・3・15号線までの間(下図桃色点線部分)については、貴重な自然景観を形成する歴史環境地域に指定されている城山公園や崖線を縦断するため、周辺環境に与える影響等を考慮し、今後の周辺道路ネットワークの状況により見直しについて検討します。	【以下に修正】 東京都・特別区・26市2町による東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)では、南部地域での市施行予定の優先整備路線を都市計画道路3・4・3号線、3・4・14号線、3・3・15号線の矢川上土地区画整理区域部分としています。 1.事業概要 ①都市計画道路3・4・3号線のうち3・4・14号線以西の1,070mについては、将来都市計画道路ネットワークの検証を行った結果、必要性を確認できなかったことから計画廃止を含め検討を行い、計画の方向性を決めた後に必要な都市計画の手続きを進めていきます。 ②都市計画道路3・4・3号線のうち3・4・14号線交差部から日野バイパスまでの計画幅員は18mで、土地区画整理事業による面的整備部分を除いて総延長は253mです。 ③都市計画道路3・4・14号線の計画幅員は16m、総延長は519mです。3・4・3号線の計画変更が生じた場合には必要な都市計画手続きを進めていきます。	・関連計画の更新 ・都市マス第2次改訂版との整合	
P.39	修正	このことから、面的整備に限らず、個別に道路整備の事業化することを含め、本計画期間中に実施に向けた検討を進めます。 なお、都市計画道路3・4・14号線は、甲州街道の南北で条件が異なるため、それぞれの条件における検討が必要になります。	【以下に修正】 このことから、面的整備に限らず、個別の道路整備の事業化を含め、本計画期間中に実施に向けた検討を進めます。 なお、都市計画道路3・4・14号線は、他の道路との接続、鉄道との立体交差化など、事業化に向けた条件整備に取り組みます。	市民意見の反映	
2. 都市計画道路以外の道路整備事業__1. 事業概要／4. 事業規模					
P.40 ・43	修正	③市道南第33号線	【以下に修正】 ③市道南第33号線 ※完了	整備完了(平成29年度)	

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
2. 都市計画道路以外の道路整備事業					
	P.43	新規		【以下を追記】 5. 狭あい道路整備方針 南部地域における計画幅員4m以上道路の整備を計画的に進めるため、平成29(2017)年度に「南部地域狭あい道路整備方針」を策定しました。 この方針に基づき対象路線の整備を進めるとともに、地権者からの用地寄付等にかかる諸費用に関し、要綱に基づく市の支援制度を推進します。	狭あい道路整備方針策定(平成29年度)
第3 水と緑の整備計画					
3. 緑の創出及び向上(都市公園整備事業)__矢川上公園整備事業__計画区域図					
	P.45	訂正		矢川上土地区画整理事業区域の計画線を修正する	訂正
	P.45	訂正		凡例に「未整備区域」を記載する	訂正
第4 魅力あるまちづくりの推進計画					
4. 農地の保全と生産緑地への追加指定					
	P.48	修正	なお、第3章の総合的な土地利用形態(農地と調和した低層住宅地)の誘導実現に向け、平成23年8月に東京都が創設した『農の風景育成地区制度』等の現行制度の活用に向けた検討を進めます。	【以下に修正】 平成27(2015)年の都市農業振興基本法の施行以来、都市における農地の重要性が見直されることになり、各種の農地保全に関する制度の活用を推進することで、第3章の総合的な土地利用形態(農地と調和した低層住宅地)における農地と低層住宅地の調和を誘導していきます。	制度の見直し
第6章 10年間の優先整備計画					
第1 市街地整備計画					
1. 土地区画整理事業の推進					
	P.49	修正	1. 土地区画整理事業の推進	【以下に修正】 1. 土地区画整理事業の推進 ※完了	事業完了(平成26年度城山南地区、27年度下新田地区)
第2 道路整備計画					
1. 都市計画道路整備事業					
	P.50	修正	東京都・28市町の第三次事業化計画で優先的に整備すべき路線として、南部地域では以下の路線が選定されています。	【以下に修正】 東京都・特別区・26市2町による東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)で優先的に整備すべき路線として、南部地域では以下の路線が選定されています。	関連計画の更新
2. 都市計画道路以外の道路整備事業					

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
	P.51	修正	③市道南第33号線	【以下に修正】 ③市道南第33号線 ※完了	整備完了(平成29年度)
第3 水と緑の整備計画					
3. 農地及び水路の保全					
	P.52	修正	農地を保全することへの社会的要請に応えていくことは、三大都市圏の市街化区域農地が原則として宅地化されるべきとの都市計画上の位置付けなどにより大変困難な状況にあると言えます。このことに対して、市では『国立市第2次農業振興計画』に基づき、農のあるまちづくりの実現と農業者の生業とした持続可能な農業に向け、さまざまな農業振興策に取り組んできました。今後も残された貴重な農地及び水路が末長く保全され、宅地と共生できるような取組が必要不可欠です。ここに農業と農地を守ることを今後の南部地域のまちづくりにおける重要な課題の一つとして位置付けるとともに、あらためて、そのための誘導策、実効的な取組について別途組織を立ち上げて検討をまいります。	【以下に修正】 都市農地の保全にあつては、平成27(2015)年の都市農業振興基本法の施行以来、各種の農地保全に関する制度の創設、見直しが進められ、都市における農地の重要性が見直され、都市農地の保全が求められています。このことに対して、市では『国立市第3次農業振興計画』に基づき、農のあるまちづくりの実現と農業者の生業とした持続可能な農業に向け、さまざまな農業振興策に取り組んでいます。今後も残された貴重な農地及び水路が末長く保全され、宅地と共生できるような取組が必要不可欠です。ここに農業と農地を守ることを今後の南部地域のまちづくりにおける重要な課題の一つとして位置付けるとともに、あらためて、そのための誘導策、実効的な取組を進めます。	・制度の見直し ・関連計画の更新
第4 下水道整備計画					
2. 老朽化対策					
	P.53	修正	特に、下水道施設の国立市南部中継ポンプ場については、平成24(2012)年度に『国立市南部中継ポンプ場の長寿命化基本計画』を策定し、平成25(2013)年度には実施計画を策定して下水道施設の長寿命化を進めています。また、下水道施設(管きよ)については、平成27(2015)年度から調査を行い、平成28(2016)年度から長寿命化の実施計画に取り組めます。	【以下に修正】 特に、下水道施設の国立市南部中継ポンプ場については、平成24(2012)年度に『国立市南部中継ポンプ場長寿命化計画』を策定し、下水道施設の長寿命化を進めています。また、管路施設については、平成29(2017)年度に国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画を策定し、調査や施設の改築に取り組めます。	・関連計画の更新 ・事業の進捗
3. 浸水対策					
	P.53	訂正	「…平成23(2011)年度末時点での雨水施設整備率は市内全域で約56%…」	【以下に訂正】 「…平成23(2011)年度末時点での雨水施設整備率が約52%…」	訂正

項目	ページ	分類	現計画	見直しによる修正等	見直し理由
第5 町名地番整理					
	P.53	修正	<p>南部地域の町名地番は、小字地域の飛地があること、地番が順序良く符号されていないこと、地番が1番から9000番台まであり入り乱れており非常に分かりにくく、この混乱を避けるため字名と地番を分かりやすく整理し、行政、交通、通信等の日常生活の不便を解消するため、平成2年3月の国立市町名整理審議会からの答申に基づき策定した「国立市町界町名に関する基本方針」により町名地番整理を実施します。</p> <p>この基本方針に沿って、平成26年度には、土地区画整理事業の進捗に合わせて、城山南周辺地区に泉五丁目を新設する町名地番整理を6月に実施し、下新田周辺地区に谷保六丁目を新設する町名地番整理を実施中です。</p> <p>また、平成27年度以降は、町名地番未整備地区の中から区画整理事業が実施済みで周辺地区の町名地番整理が未実施となっている谷保七丁目地区、青柳二丁目、一部実施済の青柳三丁目、泉三丁目の各未実施地区の町名地番整理を実施します。なお、谷保地区、青柳地区、矢川地区の未実施地区について、計画的に順次実施します。</p>	<p>【以下に修正】 南部地域の町名地番は、小字地域の飛地があること、地番が順序良く符号されていないこと、地番が1番から9000番台まであり入り乱れており非常に分かりにくいことなどから、字名と地番を分かりやすく整理し、行政、交通、通信等の日常生活の不便を解消するため、平成2(1990)年3月に国立市町名整理審議会からの答申を受けて「国立市町界町名に関する基本方針」を策定しました。 この基本方針に基づき、町名地番整理を計画的に順次実施します。</p>	町名地番整理の進捗
10年間の優先整備計画図					
	P.55	変更		「10年間の優先整備計画進捗図」に変更する	事業の進捗
雨水排水整備計画図					
	P.59	修正		整備済み箇所を網掛けする	事業の進捗

3. 10年間の優先整備計画 進捗状況

平成30(2018)年度末時点

事業	進捗状況	
第1 市街地整備計画		
<p>1. 土地区画整理事業の推進 崖線南側地区の都市基盤が未整備となっている地区のうち、城山南地区及び下新田地区の2地区において、東京都から組合設立認可を受けた土地区画整理組合が土地区画整理事業の完成に向けて施行中であることを考慮し、次の事業を継続して進めます。</p>		
<p>城山南地区土地区画整理事業 本地区は、平成21年4月に東京都から組合設立認可を受け、国立市城山南土地区画整理組合により、平成27年3月完了に向け事業が施行されています。本地区の土地利用は、都市計画道路3・3・2号線沿いの道路端から20mまでが第一種住居地域であり、他は第一種低層住居専用地域に指定されており、青柳崖線の緑や水の自然環境、さらに都市農業を支える生産緑地が多いことから、崖線の緑との調和に配慮し、緑を維持・保全しながら良好な住環境の形成を進めます。</p>	<p>平成26(2014)年度事業完了 進捗率 100%</p>	①
<p>下新田地区土地区画整理事業 本地区は、平成22年4月に東京都から組合設立認可を受け、国立市下新田土地区画整理組合により、平成28年3月完了に向け事業が施行されています。本地区は、中央自動車道国立・府中インターチェンジの東側に位置し、準工業地域に指定されているため、周辺環境に配慮した業務系土地利用の誘導も視野に入れた市街地の形成を進めます。</p>	<p>平成27(2015)年度事業完了 進捗率 100%</p>	②
<p>2. 都営住宅団地建替事業の推進 これまで、都営住宅団地は新しい都市住宅、都市文化を形成し、良好な環境の維持に一定の役割を果たしてきました。将来行われる都営住宅団地の建替え時には、事業者である東京都との十分な協議を進め、住環境の保全を推進します。</p>		
<p>都営矢川北アパート建替事業 昭和43年及び昭和45年に建設され老朽化が進んでいる都営矢川北アパートは、平成25年度より建替事業を開始し、西敷地から順次事業が進められていきます。事業主体である東京都との連携を図るとともに、住民の目線に立った事業推進を働きかけます。</p>	<p>・進捗率 57%(整備予定戸数約770戸のうち440戸完成) ・西、東、北の3敷地を全4期の工程で進めており、1、2期にあたる西敷地及び東敷地の一部が完了</p>	③

事業	進捗状況	
<p>3. 市街地整備事業の検討 市街地整備事業で懸案となっている、以下の4つの事業進捗に向けて、東京都や鉄道事業者等の公共事業施行主体と連携し、民間活用を含めて、多角的な整備手法の検討を進めます。</p>		
<p>矢川上地区整備事業</p>	<p>土地区画整理事業の見直しを含め、整備手法等の検討を行った。</p>	④
<p>谷保駅南地区整備事業</p>	<p>整備手法の具体的な検討は未着手。</p>	⑤
<p>矢川駅南地区整備事業</p>	<p>平成28(2016)年度から、計画区域のうち石田街道以西、3・3・15計画線以东エリアの主な地権者により、区画整理、道路整備等の具体的な整備手法を含めたまちづくりの勉強会が行われた。</p>	⑥
<p>インターチェンジ周辺地区整備事業</p>	<p>整備手法の具体的な検討は未着手。</p>	⑦

第2 道路整備計画

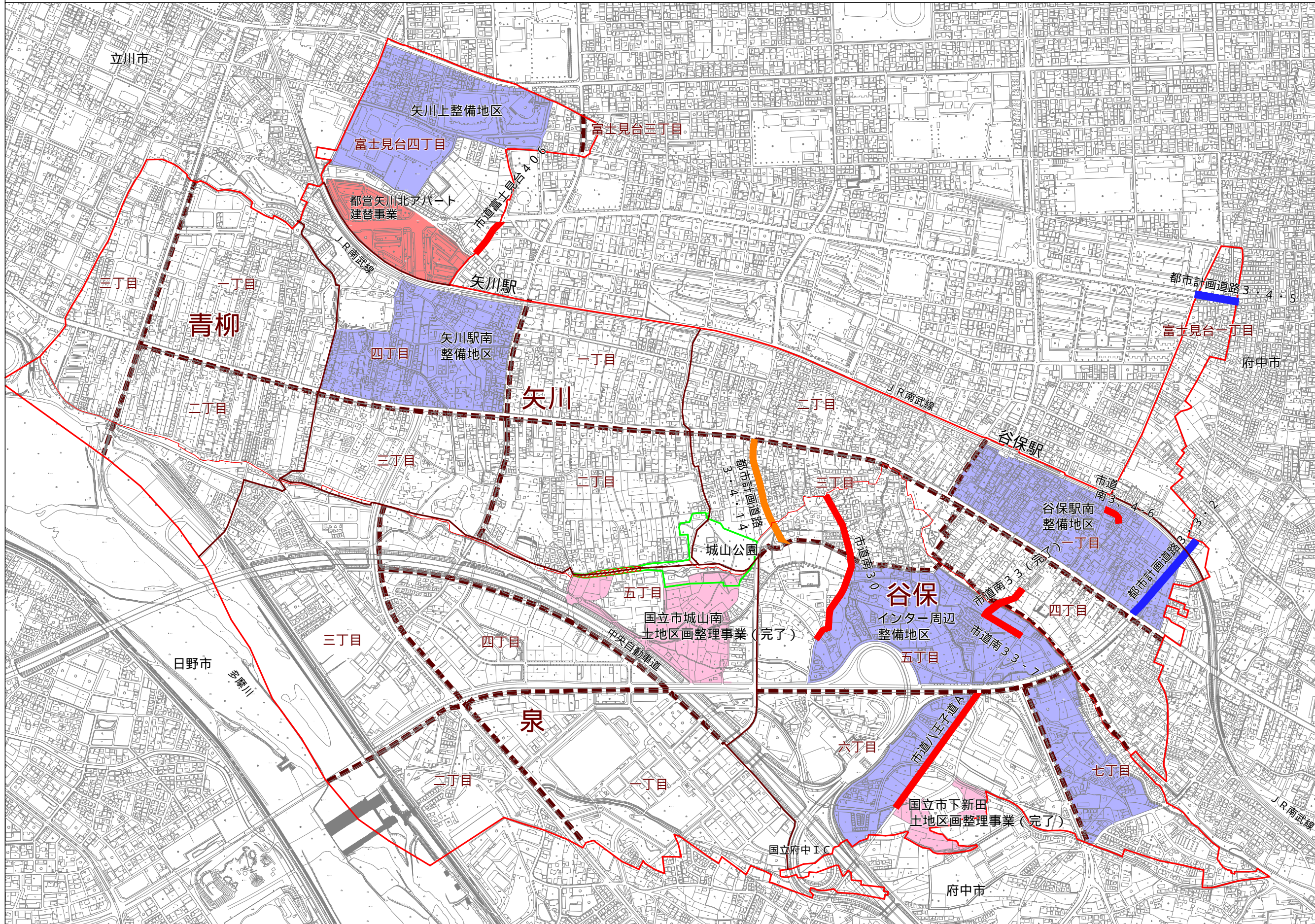
<p>1. 都市計画道路整備事業 市施行の都市計画道路3・4・14号線の一部(国立3・4・1号線～国立3・4・3号線)は、市民生活の利便性の向上や安全の確保のために、整備手法の検討も含め、事業化に向けて推進していきます。 また、東京都施行の都市計画道路3・3・2号線は、平成23年度に事業認可を受け、平成24年度より用地買収を開始し、事業認可期間内の完成に向け事業が進められており、同じく東京都施行の都市計画道路3・4・5号線のうち都市計画道路3・3・2号線から市道富士見台第6号線(さくら通り)までの区間は、平成24年度から住民説明を実施し、平成25年度に事業認可を受け、都市計画道路3・3・2号線と同時期の完成に向け事業が進められています。 これらの事業については、10年間の優先整備計画に挙げ、事業主体との連携を図るとともに、事業を推進していきます。</p>		
<p>3・4・5号線</p>	<p>用地取得進捗率 68% ※平成29(2017)年度末 ※事業用地全体(国立市域、府中市域)</p>	⑧
<p>3・3・2号線</p>	<p>用地取得進捗率 95% ※平成29(2017)年度末 ※事業用地全体(国立市域、府中市域)</p>	⑨
<p>3・4・14号線</p>	<p>事業未着手 進捗率 0%</p>	⑩

事業	進捗状況	
<p>2. 都市計画道路以外の道路整備事業 道路整備の事業化へ向けては、用地の確保、生活環境の変化、厳しい財政状況など多くの課題があります。しかし、南部地域には狭あい道路も多く、人や自転車の通行上非常に危険な箇所もあり、道路の拡幅整備は行政にとっても長年の懸案となっています。また、事業化にあたっては、人や自転車通行の危険性、公共交通政策、防災機能等を総合的に勘案し、中・長期的に整備が必要な路線を抽出するとともに、継続性や財政状況等も考慮し、本計画期間中に優先的に整備すべき路線を以下のとおりとします。</p>		
市道南第3号線及び第4号線6	調査・協議、用地取得を実施 進捗率 30%	⑪
市道南第33号線	平成29(2017)年度事業完了 進捗率 100%	⑫
市道南第33号線7	調査・協議、用地取得を実施 進捗率 40%	⑬
市道八王子道A号線	調査・協議、用地取得を実施 進捗率 40%	⑭
市道南第30号線	調査・協議、用地取得、道路築造を実施 進捗率 30%	⑮
市道富士見台第406号線	調査・協議を実施 進捗率 10%	⑯
第3 水と緑の整備計画		
<p>1. 公園整備事業(城山の里山づくり事業) 本計画における公園整備は、緑の基本計画に基づいて、南部地域の既存公園の整備及び拡充を基本に進めます。特に優先的に整備すべき事業として、故郷(ふるさと)の原風景とも言える里山を城山一帯で再現するため、既存の城山公園、谷保の城山歴史環境保全地域および国立市城山南土地区画整理事業により新たに設置された公園を中心に、古民家や湧水・水路など南部地域の魅力を最大限に活かし、子供の居場所づくり、農や自然にふれあう貴重な体験の場などとして城山の里山づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27(2015)年3月より城山公園敷地内において農業体験学習施設「城山さとのいえ」の運営を開始した。 ・平成28(2016)年度に城山都市計画公園用地の一部を取得した。 ・平成28(2016)年度より城山さとのいえ、古民家と連携して「里山フェスタ」を開催し、里人会議のPRを行っている。 ・平成29(2017)年度より環境づくりの一環としてホテルの復活に取り組んでいる。 	⑰

事業	進捗状況
<p>2. 青柳崖線樹林地及び屋敷林の保全 青柳崖線樹林地については、市内における緑のネットワークの骨格軸であるとともに、生物の生息や自然景観を形成する上で大切な資源です。この樹林地を保全するため、用地取得、自然に対する市民の関心を高め、市民との協働による良好な維持管理を進めます。 屋敷林については、人の生活と一体となって生まれ、自然と共生するまちづくりを象徴するものであります。屋敷林を保全するためには保存樹木の指定など所有者の理解を得ながら保全及び再生に努めます。</p>	<p>崖線に関する基本方針等については、用地取得のスキームなどの検討を進めている。</p>
<p>3. 農地及び水路の保全 国立市の農業・農地は、市民に新鮮で安心できる農産物を提供すると共に、次世代を担う子ども達への情操教育や生活環境に潤いを与えるなど多様な役割を果たしています。しかしながら近年の宅地開発により南部地域に豊かに存在していた農地の減少は著しいものがあります。 農地を保全することへの社会的要請に応じていくことは、三大都市圏の市街化区域農地が原則として宅地化されるべきとの都市計画上の位置付けなどにより大変困難な状況にあると言えます。 このことに対して、市では『国立市第2次農業振興計画』に基づき、農のあるまちづくりの実現と農業者の生業とした持続可能な農業に向け、さまざまな農業振興策に取り組んできました。今後も残された貴重な農地及び水路が末長く保全され、宅地と共生できるような取組が必要不可欠です。ここに農業と農地を守ることを今後の南部地域のまちづくりにおける重要な課題の一つとして位置付けるとともに、あらためて、そのための誘導策、実効的な取組について別途組織を立ち上げて検討をしてまいります。</p>	<p>・平成27(2015)年「都市農業振興基本法」制定、28年(2016)「生産緑地法」改正により、都市農地の多面的な機能が評価され、都市農地を保全する方向へ方針転換された。 ・平成29(2017)年3月に「国立市第3次農業振興計画」(平成29(2017)年度～令和8(2026)年度)を策定し、その計画を実行することで農地の保全を推進している。</p>
<p>第4 下水道整備計画 南部地域の下水道整備は、合流及び分流汚水の整備が進み、平成6年度の人口普及率が100%に達しました。しかし、1時間当たり50mmを超える予想困難な局地的大雨(ゲリラ豪雨)による浸水被害の可能性や下水道施設の老朽化及び耐震化などの課題が残されています。そのため、『国立市下水道プラン2010』及び『国立市下水道総合地震対策計画』などに基づき、次のとおり下水道施設の整備を進めます。</p>	
<p>1. 地震対策 平成9(1997)年の兵庫県南部地震を受けて、下水道施設の耐震設計基準が制定されました。しかし、それ以前に整備された下水道施設(管きょ)については地震対策が十分とは言えない状況にあります。そのため、平成20(2008)年度に策定された『国立市下水道総合地震対策計画』に基づき、平成21(2009)年度から既設人孔と管きょとの取付部の耐震化工事を進めています。</p>	<p>・「国立市下水道総合地震対策計画(第2期)」に基づき、避難所下流路線の地震対策を進めている。耐震診断により流下機能が確保できない場合は耐震化を実施し、平成30(2018)年度に避難所下流路線の耐震診断を完了した。 ・計画に基づき避難所(小中学校)において災害時等に使用するマンホールトイレを整備している。平成30(2018)年度に二小、三小、四小、五小、六小、二中、三中が整備完了、令和2(2020)年度までに全避難所で整備完了予定。 ・平成27(2015)年度に南部中継ポンプ場の耐震化工事を実施した。</p>

事業	進捗状況	
<p>2. 老朽化対策 下水道施設(管きょ)の標準耐用年数は50年とされていますが、市内では40年以上経年し老朽化が進んでいるものもあります。下水道施設(管きょ)の補修・改築には、多大な費用がかかるため、計画的・継続的に実施します。</p> <p>特に、下水道施設の国立市南部中継ポンプ場については、平成24(2012)年度に『国立市南部中継ポンプ場の長寿命化基本計画』を策定し、平成25(2013)年度には実施計画を策定して下水道施設の長寿命化を進めています。</p> <p>また、下水道施設(管きょ)については、平成27(2015)年度から調査を行い、平成28(2016)年度から長寿命化の実施計画に取り組みます。</p>	<p>(管きょ施設) ・平成29(2017)年度に管きょ施設のストックマネジメント基本計画を策定し、調査を開始した。30(2018)年度に第1期目となるストックマネジメント計画(短期改築修繕計画)を策定し、令和2(2020)年度より改築工事に着手する予定。</p> <p>(南部中継ポンプ場) ・「国立市南部中継ポンプ場長寿命化計画」に基づき、平成26(2014)年度より機械・電気設備の長寿命化工事に着手し、30(2018)年度に改築工事を完了した。引き続きストックマネジメント計画を策定し、計画的に調査、改築を進めていく。</p>	
<p>3. 浸水対策 合流および分流汚水の人口普及率は100%ですが、分流区域の雨水排水施設は、平成23(2011)年度末時点での雨水施設整備率は市内全域で約52%に留まっており、台風、局地的大雨等による浸水被害の恐れが残っています。</p> <p>平成22(2010)年度に策定された『国立市下水道プラン』に基づき、雨水浸透ますの設置など浸水対策を進めるとともに、分流区域の雨水排水施設の整備を進めます。</p> <p>雨水排水施設の整備箇所は、雨水排水整備計画図(P59)の箇所とし、整備計画箇所を実施した場合には、雨水施設整備率は約62%になります。</p>	<p>雨水施設整備率 57%</p>	
<p>第5 町名地番整理 南部地域の町名地番は、小字地域の飛地があること、地番が順序良く符号されていないこと、地番が1番から9000番台まで入り乱れており非常に分かりにくく、この混乱を避けるため字名と地番を分かりやすく整理し、行政、交通、通信等の日常生活の不便を解消するため、平成2年3月の国立市町名整理審議会からの答申に基づき策定した「国立市町界町名に関する基本方針」により町名地番整理を実施します。</p> <p>この基本方針に沿って、平成26年度には、土地区画整理事業の進捗に合わせて、城山南周辺地区に泉五丁目を新設する町名地番整理を6月に実施し、下新田周辺地区に谷保六丁目を新設する町名地番整理を実施中です。</p> <p>また、平成27年度以降は、町名地番未整備地区の中から区画整理事業が実施済みで周辺地区の町名地番整理が未実施となっている谷保七丁目地区、青柳二丁目、一部実施済の青柳三丁目、泉三丁目の各未実施地区の町名地番整理を実施します。</p> <p>なお、谷保地区、青柳地区、矢川地区の未実施地区について、計画的に順次実施します。</p>	<p>・5地区、89.38haの地番整理を実施 平成26(2014)年度 泉5丁目、谷保6丁目 平成28(2016)年度 谷保7丁目 平成29(2017)年度 青柳2丁目・3丁目 平成30(2018)年度 矢川3丁目・泉3丁目 ・南部地域における進捗率 59%</p>	

10年間の優先整備計画進捗図



【市街地整備計画】

- 土地区画整理事業完了地区
- 都営住宅用地建替事業実施中地区
- 市街地整備事業検討地区

【道路整備計画】

- 都市計画道路優先整備路線(東京都事業中)
- 都市計画道路優先整備路線(市施行)
- 10年間の優先整備路線

【水と緑の整備計画】

- 都市計画公園計画決定区域
- 優先整備区域
- 崖線(ハケ)

【町名地番整理】

- 町界
- 丁目界